

令和6年4月1日

スタート

相続登記の申請が義務化されます

ご存じですか？

詳しくはこちら



不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」

法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

松山地方法務局
089-932-0888(代)
愛媛県司法書士会
相続登記相談センター
0120-13-7832(フリーダイヤル)